

# 日本、米国、英国における生成 AI の教育に関する国内政策の比較

—国際機関 UNESCO が目指す国際教育政策との親和性の検証—

齋藤長行†

仙台大学†

## 1. はじめに

生成 AI の登場は、人間の創作活動におけるプロセス、作り出された創作物の帰属、創作に必要とされるデータの取り扱い等、創作活動に対する概念を根本的に考え直さなければならないという大きな社会の転換点をもたらしたのかもしれない。そのことは、これからも人間が経済活動、社会活動、教育・研究活動の主体であり続けるためのアーキテクチャをデザインする必要があることを意味しているともとれる。

生成 AI は、教育・研究の現場においても混乱を生じさせている。生成 AI は、教育現場における授業設計の見直しを迫るものであろうし、それだけにとどまらずこれからの教育のあり方も劇的に変容させなければならないと言えよう。このような状況を鑑み、多くの教育機関において教育・研究活動における生成 AI の運用方針を策定する動きが起きている。

このような状況を踏まえ、我が国では、文部科学省が学校現場における生成 AI の取り扱いについての資料を取りまとめている[1]。

今後、生成 AI の教育分野で活用されることを鑑みると、今後我が国が進むべき生成 AI が教育・研究に影響を与えることを踏まえた教育政策を検討する必要があると言える。

## 2. 先行研究

海外の大学の取組に目を向けると、Boston 大学の Center for Computing & Data Sciences では、生成 AI を使用した際には必ずクレジットを表示することを義務付けるとともに、AI との対話の全体を詳細に説明した付録を付記し、なぜ使用したのかについて説明を記述することを求めている[2]。Monash 大学は、生成 AI を責任もって倫理的に利用することを支持するために、生成 AI を使用して作成されたレポートに対する評価の方針を学生に説明することを求めている[3]。

## 3. 検証の方法

本研究では、生成 AI の利用とその影響を踏まえた教育政策を検証するために国際機関および諸外国における政策方針と我が国の政策方針を比

較検証する。その結果を基に、我が国が進むべき教育政策の方向性について検討する。比較検証の方法は、国際機関および他国が公開している政策報告書及びガイドラインと我が国のそれらの内容分析を行う。

本研究では、生成 AI の教育・研究に関する政策文書を公開している国際機関および国を検証の対象とする。国際機関としては、UNESCO を取り上げる。国としては米国と英国を取り上げ、それらと日本の政策との差異を明らかにし、今後我が国が進むべき方向性について検討する。

## 4. 教育政策における生成 AI の対処の方向性の比較

UNESCO では、国際機関という観点から、加盟国および準加盟地域に対して生成 AI を含むテクノロジーの教育・研究への利用に対する4つの政策的方向性を挙げている。第1に、テクノロジーの使用は、国や地域の状況に適したものでなければならず、それは教育システムを強化し、学習目標に合致させるものでなければならない。第2に、テクノロジーの教育への使用は、学習者を置き去りにするものではなく、誰もがカリキュラムへアクセス可能にし、学習における不平の発生を防がなければならない。第3に、テクノロジーに関する政策はエビデンスに基づき決定し、明確な評価基準を設定しなければならない。第4に、テクノロジーの使用は、持続可能な教育の未来を支えるものでなければならず、狭い経済的懸念や既得権益に導かれるべきものではないとしている[4]。

次に国レベルの教育政策に焦点を当てる。米国では、生成 AI は教育のパーソナライズを実現するツールになり得るという観点から、適応性のある教育を実現させるための示唆として5つの教育的方向性を示している。第1に、生徒学生の短所を指摘して改善を図るものだけでなく、生徒学生の知的資産を発見して成長させる方向性も確保されるべきである。第2に、数多く記憶しているかといった認知中心の学習から脱却し、なぜ学習するのかという学習の本質を考えることが重視される。第3に、生徒学生はそれぞれに

理解する経路が異なるというニューロダイバーシティに着目し、生成 AI はその様な学びを実現するツールとして活用できる。第 4 に、生成 AI は学習者が主体となったアクティブかつクリエイティブな学習を実現させるツールとなり得る。第 5 に、困難な問題に粘り強く取り組んだり、適切なタイミングで助言を求めたりといった現実社会で重要な問題解決法を学ぶといった目標志向学習のツールとして生成 AI は有効に機能する可能性があるということを挙げている[5]。

一方英国では、生成 AI が教育に与える正の影響を認めつつも、負の側面に主眼を置き、生成 AI を使用した際にみられる兆候をまとめた不正使用の特定に関するガイダンスを公開している。このガイダンスでは、生成 AI を使った不正行為として次のものを挙げている。回答者のレベルに合致していない言葉や語彙を用いて記述されている。引用を明記すべき文脈において、その明記のないまま記述がなされている。参考文献が挙げられている文献を参照することができない。回答者・筆者自身に関連した記述がされてなく、内容が極めて一般的である。AI が出した警告や但し書きが成果物に残っている等の傾向を指摘している[6]。

最後に日本の政策に焦点を当てる。文部科学省の「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」では、教育活動において生成 AI の利用を許可するか否かの検討をその教育の状況において適宜決定することが重要であることを指摘している。学生による主体的な学びの補助・支援として生成 AI が機能するような状況においては、その使用は正の作用を示すと言える。教育に対する指針としてコピー&ペーストした場合、意図せずとも剽窃に当たる可能性があること、利活用した場合は、利活用した生成系 AI の種類・箇所等を明記させること、評価では小テストや口述試験等を併用することなどが挙げられている。さらに、機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性、既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意すること、そのためにも、学生の倫理観の醸成としてのデータリテラシー教育の必要性を指摘している[7]。

## 5. 考察とまとめ

日本においては、「生成系 AI の取扱い上の留意事項」として生成 AI を使う上での課題を挙げるとともに、その具体的な対応については教育機関の状況に合わせて柔軟に対応することを推奨するというアプローチを採っている。このようなアプローチは、流動的であると言え、教育現

場のニーズに応じた対応が可能であるという利点がある。しかし、具体的なガイドラインや基準は示されていないことから、その実施において混乱や不均一性を招く恐れもある。

UNESCO の政策は、国際的な視点から教育におけるテクノロジー利用の普遍的な指針を提供している。これは国際機関であるという性質上、これからの国際社会が向かうべき教育政策をアドボカシーとして、その方向性を示しているものと考えられる。

米国の政策は、教育における AI のパーソナライズと適応性に重点を置いており、英国や日本に比べより肯定的な立場から教育の質を高めるために生成 AI の活用が検討されていると言える。一方、英国は生成 AI の負の側面に対する対策として、不正使用に対する具体的な対策を明示していた。これらに対して、日本の政策は AI の教育への適用に関しては具体的な指針を明記するのではなく、個々の教育機関が対応すべき課題を明示するという形式をとっている。

これらの比較を踏まえて、今後の研究課題として以下の点を挙げる。まず、生成 AI の教育への具体的な適用方法と、それに伴う倫理的な観点から研究を進めていく必要があるであろう。また、国内外の教育政策における生成 AI の利用例を収集し、それを日本の政策に反映させるための研究が求められる。さらに、教育現場での AI の効果的な使用方法と、その影響を評価するための継続的な研究が必要になるであろう。

## 参考文献

- [1] 文部科学省 デジタル学習基盤特別委員会 (2023) 「生成 AI (Chat GPT) の学校現場での利用に関する今後の対応」
- [2] Boston University Faculty of Computing & Data Sciences, "BBJ: Academic unit at BU adopts guidelines for use of generative AI".
- [3] Monash University, "Policy and practice guidance around acceptable and responsible use of AI technologies".
- [4] UNESCO (2023). "Technology in education A tool on whose terms?".
- [5] Department for Education (2023). "Generative artificial intelligence (AI) in education".
- [6] Joint Council for Qualifications (2023). "AI Use in Assessments: Protecting the Integrity of Qualifications".
- [7] 文部科学省 (2023) 「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」

A comparative study of national policies on the education of generative AI in Japan, the USA, and the UK -A review of the affinity of international education policy with UNESCO  
† Nagayuki Saito, Sendai University